

覚書

日本興居會社爭議は左記各項に依り圓滿に解決したる。

一、爭議團は八月八日限り之を解決する事。

二、會社に爭議團解散後下於て既下解雇の通知を發したる者の中に付會社銓衡に依り之を採用し従來の勤続日数を通算すること。

三、會社に前項銓衡に洩れたる者(参百五拾名)に對し總額金三萬圓を各勤続日数及賃金を標準とし解雇手当として支給すること。

以上

大正十五年八月八日

調停者

漆田敬一郎
渡辺素吉
鈴木幸作

附記

以上三項の外會社は本件解決後尤も三項を實行する事を聲明せり

一、會社は其銓衡に依り採用したる者として困難なる事情ある者に對し入社後

に於て最善の方法に依り救済手帳を請うること。

二、會社は將來従業員に對し其銓衡に依り解雇者を採用すること。

三、會社は爭議の經過に鑑み爭議に與り訴訟を受けたる者の家族及負傷者等に對し金八千圓を給與すること。

一〇 残された問題

會社に多議解決後の復職者(八月十五日現在二百五十六名)に對しては勿論解決前の復職者(四百十五名)に對しては評議會議院退の折衷約を徴し一而是等復職者相互間及び新規採用者との融和に専念努力し又覺書附記事項第一下より復職者中生計困難なる者に對しては「職工救済會」による暫定的機關を設け會社無利息にて資金を融通し之れを爭議前の各職工の平均実